

工場設置協議

1. 目的

工場立地に伴う公害防止措置、環境配慮事項等に関する事前調査・指導

《立地企業》 円滑な操業の実現

《行政》 事前に立地計画を把握することによる、特に環境関連個別法令等に基づく指導の円滑化等



健全な地域環境の保全

2. 根拠条項

滋賀県産業立地推進要綱第3条

3. 対象事業

原則、工場の新設を目的として1,000㎡以上の土地を取得(借地を含む)した企業

※既に取得済みの土地に工場を増設する場合等も、大幅な敷地面積の増加や業種の変更等、必要が認められる場合は協議をお願いすることがあります。

4. 対象地域

県内の大津市を除く地域とする。

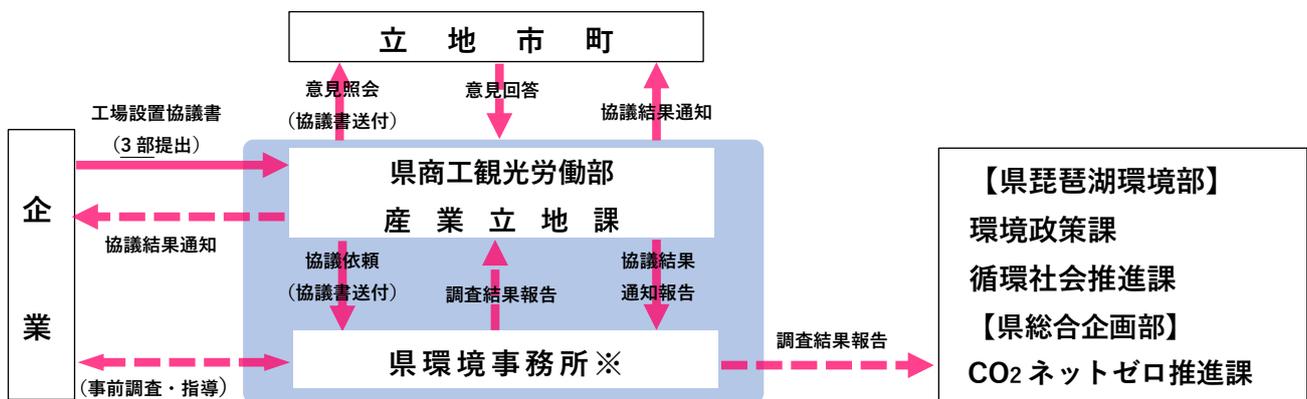
(大津市に立地する場合は、同市あて生活環境影響事業の事前協議書を提出してください。)

5. 協議の時点

立地希望企業による工場建設の計画が明らかになった時点。

6. 協議フロー

協議の事務処理は、次のフローチャートにより実施します。



所管環境事務所	立地市町
南部環境事務所	草津市、守山市、栗東市、野洲市
甲賀環境事務所	甲賀市、湖南市
東近江環境事務所	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町
湖東環境事務所	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
湖北環境事務所	長浜市、米原市
高島環境事務所	高島市

7. 協議の内容

県内に工場が立地するに際して、地域の環境を保全し、工場立地に伴う環境影響を可能な限り少なくするよう、環境関連個別法令や環境に配慮すべき事項等を総合的に調査し、必要な指導を行います。

〔調査・指導項目例〕

対象工場の概要およびその製造工程等から見た環境保全項目の調査を実施し、平成12年より各市町の自治事務となった悪臭、騒音・振動を除く項目については、事業者に対して指導基準に適合するよう指導を行います。

1. 事業者および住所
2. 設置場所
3. 製造品目および生産量
4. 敷地について
5. 新規立地等の理由
6. 製造工程について
7. 環境保全項目について
 - (1)水質汚濁
 - (2)大気汚染
 - (3)産業廃棄物
 - (4)低炭素社会づくりの推進
 - (5)フロン類の排出抑制
 - (6)環境に配慮すべき事項